

みえ医療福祉生協労組ニュース

発行:みえ医療福祉生協労働組合 発行日 2025 年 10 月 10 日 No. 234

夏闘要求(パート職員の処遇改善要求)の回答

9/30 の回答指定日に経営側より下記の回答がありました(全文は労組ウェブサイトに掲載)。

1. パート職員の時間給の昇給カーブの見直しを要求します。

【回答】 パートの新賃金表は別紙の通りとします。今回の賃金改定は、すべての職種、号俸を対象に基礎給を引き上げました。そのうえで来年度の賞与で年間 0.2 か月分の確保することとします。尚、賃金改定は、最低賃金が改定される 11 月 21 日からとします。

2. パート職員にも夏季・冬季賞与を支給することを要求します。

【回答】 パート職員の今年度の賞与については年末一時金の際に検討を行います。来年度は、上記の通り年間 0.2 か月分の賞与を確保していきます。

3. パート職員も含め有給休暇がしっかり取れるよう、人員体制含め各職場の環境整備を要求します。

【回答】 職場の人員体制については、経営状況も踏まえて整備をしていきます。



三重県の最低賃金は現在の 1,023 円から 64 円上がり 1,087 円になります。今回のパート賃金改定では、年間の賞与 0.5 ヶ月分を含めると最低時給が 1,132 円となり、一見すると大幅に上がったように見えます。しかし、賞与を除くと時給は 1,087 円で、これは最低賃金と同額です。実態としては、以前は賞与が年間 0.7 ヶ月分含まれていたところを、今回の改定で 0.5 ヶ月分に減らし、その 0.2 ヶ月分を別途賞与として支給するという形式に変更されたものです。労組が要求した昇給カーブの見直しも行われていません。例えば病院介護職(ケアワーカー)の場合、1 号俸から 5 号俸までは 1,139 円のままで、10 年勤続のベテランも新人と 3 円しか差がありません。

裏面に今回提案の時給表を掲載(元データは労組ウェブサイトに掲載)

今回の回答には長年働いているパート職員に対する経営側の考えが示されておらず残念です。現在、全日本民医連の緊急署名に取り組んでいるように、医療・介護の経営を取り巻く環境は非常に厳しく、ケア労働に対する正当な評価を国に求めていくことも必要ですが、そのことについても回答では触れられていません。



皆様のご意見をお寄せください(労組員でない方も)



労働組合ウェブサイト <https://www.mhwc-union.com/> →
←ご意見フォーム
(冬季賞与など秋闘要求もお寄せ下さい)

※10/20 に秋等要求書を提出します

